

## 7 身体障害者手帳及び療育手帳に関するマイナンバー情報連携について

デジタルガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）におけるマイナンバーカードの普及促進とマイナンバーの利活用の一貫として、障害者手帳のデジタル化の推進が図られている。各自治体におかれては、以下の対応をお願いする。

### （1）身体障害者手帳関係情報の追加について

昨年11月より、行政機関等が情報提供ネットワークシステムと接続されたサーバで保有する個人情報、マイナンバーカードによる厳格な本人確認及び本人同意を前提に、本人が指定する他のWebサービスがマイナポータルを介して取得することを可能とするAPI（自己情報取得API）の提供が開始された。

厚生労働省では、データ標準レイアウトの項目に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の区分（第一種身体障害者、第二種身体障害者）を追加する改版を令和3年度に行う予定であり、民間の鉄道会社が身体障害者に対し障害者割引等のサービスをWebサイト等において提供出来るようにするための環境整備を進めているところである。

各自治体においては、レイアウト改版に向けた準備を進められたい。

### （2）療育手帳のマイナンバー情報連携に向けた独自利用事務条例の制定について

「療育手帳関係情報に係る独自利用事務条例の制定について」（令和2年2月21日付障企発0221第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（※別紙）においても周知しているとおり、療育手帳関係情報をマイナンバー情報連携の対象とするためには、より多くの自治体において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

（平成25年法律第27号。）第9条第2項に基づく条例（以下「独自利用事務条例」という。）を制定していただく必要があるため、独自利用事務条例を制定していない自治体においては、条例の制定に向けた検討を早急に進めていただきたい。

独自利用事務条例未制定の自治体	
都道府県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、

	佐賀県、宮崎県
指定都市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関する調査の実施について」(平成31年3月27日付事務連絡)の調査結果より)